News Letter

第4号

株式会社技術トランスファーサービス
秋山国際特許商標事務所

［2018年9月1日発行］

知財業界におけるデータ活用技術と個人情報保護について

今後、多くの事象は、コンピュータで取り扱うことのできるデータ（DATA）に置き換えることが可能な時代となりつつあります。そしてこのデータの活用により、世の中は今までと異なった風景となるものと思われます。

業務の自動化の観点から言うと、例えばRPA（Robotic Process Automation）を活用することで、45%以上の業務を自動化することが可能とされています。政府は中小企業の生産性向上を目的に「先端設備等導入計画」（平成30年6月施行）などの施策を行っています。先端設備の種類は限られていますが、ソフトウエアも入っています。正に、RPAの導入に適した支援策と考えられます。

またAI（人工知能：Artificial Intelligence）を用いた、データ（ビッグデータ）の活用により、碁や将棋などのゲームだけでなく、製造・販売・業務等多岐な分野においても、今までと異なる状況になりつつあります。

これに、圧倒的な通信技術の発展、3D、ホログラム、仮想空間を含めた映像技術・音声技術の発展、スマホを始めとする情報機器（端末、ウェアラブルも含む）の発達など、AIの利用をより容易に実現するための技術、そして、今や、RPAとAIとの連携、XR（X-Reality）の具体化、つまりAR（拡張現実:Augmented Reality）、VR（仮想現実:Virtual Reality）、MR（現実世界とバーチャル世界の融合：Mixed Reality）、SR（代替現実：Substitutional Reality）、AVR（拡張VR：Augmented Virtual Reality）など様々な技術が提案され実現に向けて研究されています。

我々の知財業界においても、単に知識の提供、定型処理、定型業務のみの提供だけでは、上記潮流に飲み込まれ、消滅する運命にあるといえます。知財に関する圧倒的な専門知識を駆使し、顧客の個別事情を考慮して、定型的でない知識の提供、顧客状況に適した特別な処理・業務、個別顧客に対応したコンサルティング（実務処理の他に複数の提案・処理、顧客の将来を見通した見解の提示）などを、業務の中心に据える時期が、刻一刻と近づいている気がします。

そのためには、顧客の個別事情をどのように獲得するかの検討と、知財業界で利用できる技術の開発（所謂RPA、AIとの連携、ブロックチェーン技術の活用など）も必要になるものと思われます。当然、我々には、これらの業務を遂行するため、知財の専門知識の深堀と、幅広い各分野における知識とを融合することのできるような学習・研鑽などの努力が欠かせません。

一方、GDPR（General Data Protection Regulation）はEUを含む欧州経済領域（EEA）域内で取得した「氏名」や「メールアドレス」、「クレジットカード番号」などの個人データをEEA域外に移転することを原則禁止しています。（JETROのホームページを参照してください。https://www.jetro.go.jp/world/europe/eu/gdpr/）

このGDPRは、BtoBの場合には影響が少ないと思われますが、C（個人）が入ってくると（つまり、Cの情報を処理すると）、処理の場所を問わず適用されるため、個人情報については注意が必要となります。例えば、国際会議等で名刺交換をする際、ビジネス以外の、個人的な内容について処理をする場合などが挙げられます。

当事業体では、秘密保持の重要性を重視して、ISMS27001に準拠した活動を行っており、個人情報保護に対しても、当事業体内の教育を含めて各種施策を実施しております。

弁理士　秋山　敦

企業活動と特許調査の関係（Part3）

今回は、製品開発のための特許調査と、調査の対象とすべき国との関連性について説明します。

特許調査は、製品の企画・開発・設計・製造・販売の各段階を行う国に応じて、調査すべき特許の出願国を選択することが重要です。

たとえば、製品の企画・開発を日本で行い、中国の工場で製造する場合には、特許権の侵害予防のために、日本と中国で出願された特許を調査する必要があります。また、中国で製造した製品を、日本と中国で先行して販売し、その後、アメリカやヨーロッパなどでも販売を予定している場合には、アメリカやヨーロッパで出願された特許も調査する必要が生じます。

このように、製品開発の各段階を行う国で出願された特許に対して調査することになります。特に複数の国で製品販売する場合には、特許調査すべき国の数が増えて、多大な労力や費用がかかることが予想されます。その場合は、製品の販売予定金額が高い国や競合企業が存在する国を優先して調査を行うことも可能です。

特許調査は、基本的に、１つの国ごとにそれぞれ行いますが、同じ出願人が、同様の技術内容を、各国の特許法に従ってそれぞれの国で特許出願した場合のファミリー特許を利用して、複数の国の特許をまとめて調査することが可能です。また、日本語データベース以外のデータベースでは英語が使用されますが、中国語による中国特許データベースを使用して調査することも可能です。調査内容や調査対象国などに応じて様々な言語のデータベースを利用することで、世界の国々の特許を効率良く調査できます。

当社では、ご要望に応じて、最適なデータベースを使用して、適切な手法で特許調査を行っておりますので、ご相談して頂ければと思います。

登録調査機関部門　検索者のこぼれ話（区分19：医療機器分野）

今号より、本欄では、登録調査機関部門の各分野について、関連するトピックスやとりとめもない話を載せていきます。今回は区分 19（医療機器分野）の検索指導者に本欄をお願いしました。

「それでは診察しますね」

看護師がボタンを押すと、患者の横たわったベッドが上昇し、患者は自動で人型の装置に入れられる。「お疲れさまで～す」の言葉と共に、人の手が介在することなく、診察から治療までが終わっている。「何度やっても慣れないな・・・」とぼやきながら患者は帰っていく。

全身にチューブをつなぎ、培養槽に入れられると数日で傷ついた身体が再生する。たくさんのロボットアームが無人で手術を進めていく・・・。

子供の頃に 21 世紀という未知の世界に思いを馳せて夢中になった SF 漫画のシーンです。最近でも、身体の一部を機械化したサイボーグや、マイクロマシンによって脳の神経ネットワークにデバイスを直接接続できるようになった人間が事件を解決していく映画がありましたが、原作は 1991 年には出版されています。

医療機器は、かつて未来の夢の技術と言われていたことが現実になりつつある技術分野の一つだと思います。実際に、手術ロボットや、病気になってしまった身体の一部を小型電子機器を搭載した装置に取り替える技術、患者のバイタルサインをモニターして薬を自動で投与する技術等はすでに実用化されています。

長くこの分野の先行技術文献検索を担当していると、想像の域を超える出願もあり、飽きることはありません。そんな案件は、ワクワクする反面、先行技術文献が無く検索には苦労しますが、「もしかしてあの漫画が元ネタ？」と勝手に想像して嬉しく思うこともあります。（違うかもしれませんが・・・）

自分が老齢になる頃にはどんな病気も治せるようになり、穏やかな終末期を過ごせるのではと期待してしまいますが、どんなハイテク治療機器でもその能力を最大限に発揮するには病気の早期発見・正確な診断が必要不可欠です。

次回は、診断機器を扱っている区分 3（分析診断分野）を紹介する予定です。

INTA2018 SEATTLEに参加しました

2018年5月19日～5月23日に米国シアトルにて開催されたINTA(国際商標協会）の年次総会に、弊所より、所長秋山弁理士、増田弁理士の2名が参加致しました。

INTAは“International Trademark Association”の略で、もともとは世界最大の商標に関する国際会議で、毎年5月に年次総会が開催されています。しかし近年は、商標（Trademark）だけでなく、特許等に関するブースや知的財産全般に関する専門家及び実務者も多く集まります。毎年参加人数の増加が続いており、今年は総勢11,000人以上が会議参加者の登録を行い、未登録の参加者を合わせると15,000人ともいわれる参加者が世界中から集い、実務レベルの協議や各国代理人同士での個別のミーティングが行われました。

弊所は各国代理人とのミーティングを中心に、代理人とのネットワークの構築と最新の知財実務に関する情報収集に努めました。特にミーティングに関しては、アジア／オセアニア地域、北米／中南米地域、ヨーロッパ／中東／アフリカ地域各国と幅広く、全14カ国の現地代理人と行い、現在進行中の案件に関する詳細な打ち合わせのみならず、今後の法改正の見込みや最新の審査基準等についても議論を行いました。また、各国でビジネスを行うに際し、最適な出願戦略・権利行使に関する戦略等、有用な情報も得ることが出来ました。

特に、シアトルはマイクロソフト、アマゾン、スターバックス等の世界的企業の発祥の地でもあり、知的財産がビジネスとITの進化にどのように関わっていくのかという点についても、活発な意見交換を行うことができました。

5日間という短い期間ながらも、世界各国の代理人が一堂に会する機会はなかなか得難く、大変密度の濃いディスカッションを行うことができました。今後もこれらの欧米・アジア・アフリカの知財専門家から得た最新情報について、発信していく予定です。

石川弁理士がJETRO出向より帰任しました

弁理士の石川勇介です。2016年4月より日本貿易振興機構（ジェトロ）に出向し、ジェトロ・バンコク事務所に駐在し、このたび2018年4月より本事務所に帰任しました。ジェトロ時代には、主に東南アジアでの知財制度に関する情報の調査・広報、模倣品対策を中心とする知財活動の支援を行うべく、東南アジア各国を飛び回っておりました。

東南アジアに関しては何かとお役に立てると思いますので、今後ご相談・ご質問があればお気軽にご連絡ください。

左：アセアン10カ国を飛び回り、特にタイ、ミャンマーを担当しました。

右：当時のジェトロ・バンコクの知財部メンバーです（右端が石川弁理士）。2016年10月にタイの偉大な国王であるプミポン国王が崩御され、政府関係者は1年間の喪に服したため、写真の服装も黒を基調としたものになっています。

特許調査に関するお問い合わせは、株式会社技術トランスファーサービス 03-5574-7051 まで、
出願等に関するお問い合わせは、秋山国際特許商標事務所 03-5574-7055 までお願い致します。

第37回創立記念会を実施しました

2018 年 3 月 20 日、目黒区にあるホテル雅叙園東京にて第 37 回創立記念会を実施しました。

創立記念会は、当社の創立記念日（3 月 27 日）の前後で、当社の全員（東京オフィス・大阪オフィス含む）が年に一度、一堂に会してお祝いしております。

当社では、このような行事も社員が企画しており、社内各部署から集まった幹事が事前に計画を立てて会の進行役を担っております。幹事は、いつもとは違う社員とも話ができるように、また、席順についても同じ部署の者同士が固まらないようあらかじめ検討したり、出し物の検討や事前準備など、大変なことも多いですが、プロジェクト形式で持ち回りで担当しております。

今回は、社長・来賓の方の挨拶の後、社員の表彰と永年勤続表彰が行われました。出し物として社員及びその友人による雅楽の演奏があり（しかも本物の雅楽の装束！）、雅楽について身近に感じる機会になったのではないかと思います。またその後は恒例の抽選会が行われ、豪華景品を手に入れた社員もいました。

年に一度ではありますが、普段は他部署間、東京オフィスと大阪オフィスの交流があまりない中で、本創立記念会は貴重な交流の機会になっています。

特許調査の社内研修を実施しました

2018 年 4 月より 8 月まで、各月 1 回のペースで特許調査の社内研修（全 5 回）を実施しました。

講師は、秋山国際特許商標事務所の角渕弁理士が担当し、調査部からも山中社員、阿部社員が分野に応じて担当しました。今回初めて、全部門対象で実施し、登録調査機関の社員は、普段使用しないデータベースについての使用方法を学びました。

各回の宿題については次の回までに各自で調査しておくことが求められました。月 1 回の研修とはいえ、業務外の時間で各自宿題に取り組まなければならず、時間の使い方についても工夫することが求められる研修でした。

登録調査機関の方々にも、民間調査で使用しているデータベースを使って頂き、普段とは違う、調査について体験するよい機会になったかと思います。

色々な部門のある当事業体ならではの取り組みとして、今後も希望に応じて実施していきたいと思います。

編集後記

ニュースレター第4号いかがでしたでしょうか。今回は、創立記念会や社内研修など、前回までの記事でご紹介していなかった社内の様子もご紹介してみました。また、特許調査検索者が普段感じていることなどを記事にするコーナーも新しく始めてみました。

このニュースレターでは、知財に関する情報のみではなく、社員の活動なども紹介していく予定です。当事業体についてより身近に感じていただけると幸いです。

編集委員一同